

広島市立病院機構請負工事監督技術基準

(この基準の趣旨)

第1条 この技術基準は、広島市立病院機構請負工事等監督要綱及び広島市立病院機構請負工事監督要領に基づき、工事の請負契約にかかる監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査（確認を含む）及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督員」とは、広島市立病院機構建設工事請負契約約款第9条第1項により通知した職員をいう。
- (3) 「監督の方法」とは、監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、検査（確認を含む）、立会い、把握）を総称していう。
- (4) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (5) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (6) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- (7) 「通知」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (8) 「受理」とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
- (9) 「検査」とは、契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは受注者（確認を含む）が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- (10) 「把握」とは、監督員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- (11) 「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容

を確かめることをいう。

- (12) 「書面」とは、手書き、印刷等による工事打合簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

(監督の実施)

第3条 監督員は、以下の表の項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

項 目	業 務 内 容	備 考
1 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約約款、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等について把握する。	
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	
(3) 施工体制の把握	現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第15条 適正化指針 5.(3)
(4) 契約約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契第9条
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約約款第18条第1項の第一号から第五号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する	契第18条 契第18条

項 目	業 務 内 容	備 考
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>必要があるときは、当該指示を含む。) する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量等について、受注者との打合簿を確認し、作成する。</p>	契第 18 条
(7) 関連工事との調整	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	契第 2 条
(8) 工程把握及び工事促進指示	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	契第 11 条
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	<p>契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 42 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、契約変更前に当該変更が契約約款第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かの事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	
(10) 理事長等への報告		
ア 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 20 条 契第 42 条
	<p>② 受注者から工期の延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 21 条 契第 17～20 条
イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 26 条

項 目	業 務 内 容	備 考
ウ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害賠償しなければならないと認められる場合は、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 27 条
エ 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を工事担当課長へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 28 条
オ 工事関係者に関する措置請求	<p>現場代理人がその職務につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は監理につき著しく不相当と認められる場合は、工事担当課長へ報告し指示を受ける。</p>	契第 12 条
カ 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約約款第 47 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事担当課長へ報告し指示を受ける。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、工事担当課長へ報告し指示を受ける。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び設計出来高調書の作成を行い、工事担当課長へ報告する。</p>	契第 47 条 契第 48 条 契第 49 条 契第 50 条

項 目	業 務 内 容	備 考
<p>2 施工状況等の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の検査 (確認を含む)</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p> <p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p> <p>(5) 工事施工状況の把握</p> <p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>設計図書において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査（確認を含む）を行う。</p> <p>設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> <p>設計図書に示された場合、又は指示した施工段階において別表に基づき、臨場により検査（確認を含む）を行う。</p> <p>主要な工種について、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。</p> <p>建設副産物を排出する工事にあつては、建設廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の原本により、適正に処理されているか把握する。</p>	<p></p> <p>契第 16 条</p> <p>契第 13 条 契第 14 条</p> <p>契第 14 条</p>

項 目	業 務 内 容	備 考
(7) 改善請求及び破壊による検査（確認を含む）	<p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査（確認を含む）する。</p>	<p>契第17条</p> <p>契第17条</p>
(8) 支給材料及び貸与品の検査（確認を含む）、引渡し	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査（確認を含む）し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置を行う。</p>	<p>契第15条</p> <p>契第15条</p>
(9) 部分使用の確認	<p>部分使用を行う場合、品質及び出来形の検査（確認を含む）を行う。</p>	<p>契第32条</p>
(10) 部分払請求時の出来形の審査	<p>部分払の請求があつた場合は、工事出来形内訳書の審査及び設計出来高調書の作成を行う。</p>	<p>契第36条</p>

項 目	業 務 内 容	備 考
<p>3 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議、調整</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議、調整等における必要な措置を行う。</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>(4) 工事完成検査等の立会い</p> <p>(5) 検査日の通知</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときには、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、広島市が定める災害、事故等が発生した場合における初動の対応フロー、建設工事事務報告フローのマニュアルに基づき広島市に報告する。</p> <p>監督員は、工事の完成、既済、完済、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。</p> <p>工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。</p>	<p>契第 25 条</p>

(注記) 表中の表示は下記のとおりとする。

- ・「契約約款」「契」 … 広島市立病院機構建設工事請負契約約款
- ・「適正化法」 … 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・「適正化指針」 … 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

別表 段階確認一覧

種 類	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の 程 度
建築工事	土工	掘削時	支持地盤の状況（根切り底の土質及び深さ）、障害物の処理	1回 / 1工事
	地業	杭施工時	使用材料（材種、規格、杭径、長さ） 支持地盤への貫入、掘削深さ 杭芯づれ・杭頭位置の高低に対する処理	試験杭 + 1回 / 10本
	鉄筋	配筋、 組立完了時	使用材料（規格、強度、直径） 配筋状況（本数、ピッチ、定着長さ） 型枠状況（スペーサー配置・数量、かぶり厚さ）	1回 / 1階
		圧接完了時	圧接部の外観、強度 不合格となった圧接部の措置	1回 / 1階
	コンクリート	施工時	使用材料、強度、スランプ、空気量、塩分量 不良部分（ジャンカ等）の処理状況	1回 / 1階
	鉄骨	工場製作完了時	使用材料、形状、寸法、溶接状況	1回 / 1節
		建方完了時	アンカーボルトの寸法・埋込長さ 建方の寸法誤差 ボルト接合・現場溶接の状況	1回 / 1節
	仕上	施工時	使用材料（材種、調合）、形状、寸法 施工状況（下地の状況、処理方法）	1回 / 1工事

種 類	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確認の 程 度
電気設備工事 (建築付帯 工事)	配管配線工事	施工時	使用機材、経路、位置、納まり、支持、間隔、固定	1回 / 1工事
	架空配線・地 中配線工事	施工時	使用機材、建柱・装柱、架線、掘削、埋戻し、接続	1回 / 1工事
	接地工事	施工時	使用機材、埋設、接地線及び保護管、接続	1回 / 1工事
	機器工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回 / 1工事
	受変電設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回 / 1工事
	自家発電設備 工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回 / 1工事
	中央監視制御 設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	1回 / 1工事
	計装設備工事	施工時	使用機材、位置、支持、固定、組立・据付状況	1回 / 1工事
	昇降機設備工事	施工時	使用機材、固定、据付状況	1回 / 1工事
機械設備工事 (建築付帯 工事)	配管工事	施工時	使用材料、接合状況、埋設深さ、勾配、固定状態	1回 / 1工事
	ダクト工事	施工時	使用材料、接合状況、固定、収まり状態、貫通部処理	1回 / 1工事
	保温・塗装工事	施工時	使用材料、施行順序(塗装回数)、隠蔽部仕上げ状態	1回 / 1工事
	機器工事	施工時	使用機材(仕様、性能、形状)、基礎部分、据付状態	1回 / 1工事
	自動制御工事	施工時	使用機材、据付状況、動作・作動確認	1回 / 1工事
	ガス工事	施工時	使用機材、埋設深さ、接合状況、固定、据付状態	1回 / 1工事

(注記)

- ・ 表中の「種類」で記載のない工種は、類似のものを参考とする。

- ・ 表中の「確認の程度」は、確認の頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上、設定するものとする。